

## 全国的青年連絡組織 評議員候補選出に関する規定（案）

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この規則は、規約第15条第3項の定めるところにより、全国的青年連絡組織（以下、「本会」という）から推举する日本ユネスコ協会連盟（以下、「日ユ協連」という）評議員候補の選出に必要な事項を定めることを目的とする。

#### （評議員候補の選任基準）

第2条 評議員候補の候補者は、日ユ協連の「評議員選任に関する規定」第2条第1項ならびに第2項に定める選任基準を満たし、かつ全国各地域の青年の代表としての自覚を持って活動することができる者とする。

- 2 評議員候補の候補者は、原則として2年間の任期を完遂できる見込みの者で、かつ本会の総会への出席が可能であることとする。
- 3 評議員候補の候補者は、原則として所属するユネスコ協会・クラブの長の承諾を得られる者とする。

#### （選出に係る事務の管理）

第3条 評議員候補の候補者の選出に係る事務の管理は、選挙管理委員会が管理する。

#### （選挙管理委員会）

第4条 選挙管理委員会（以下、「選管」という）は、規約第11条の2および「役員選出に関する規定」第4条の規定により組織される。

### 第2章 評議員候補の定数

#### （評議員候補の定数）

第5条 評議員候補の定数は、原則として日ユ協連が定める各地域ブロック毎に担当1名とし、全国で9名以内とする。

- 2 やむを得ない状況により、各地域ブロックから担当1名を選出できない場合には、地域の実情に合わせて地域の範囲または定数を調整することとする。ただし、全ての都道府県に担当となる青年評議員が配置される形で調整されなければならない。

### 第3章 手続

#### （告示日）

第6条 評議員候補の選出のための投票の期日は、少なくとも役員選出が行われる通常総会の50日前に告示しなければならない。

#### （投票期日）

第7条 前条で告示される投票終了期日は、期日の告示があった日から40日以内とする。投票は、地

域毎に選管が定める書面（電磁的方法を含む）によって行うものとし、郵送による投票の場合は、投票終了期日の消印有効とする。

#### （推挙までの手続き）

第8条 評議員候補を推挙する方法は、次による。

- (1) 選管は、「役員選出に関する規定」第6条第1項第1号の規定により選挙人名簿に登録された正会員（以下、「選挙人」という）に対して、投票の期日とともに必要な告示を行う。
- (2) 評議員候補の候補者となろうとする者は、当該投票の期日の告示があった日から21日以内に、その旨を選管が定める方法で選管に届け出なければならない。
- (3) 選管は、前号の届出を受けて、評議員候補の候補者リストを地域毎に作成し、投票終了期日の14日前までに会員に通知する。
- (4) 評議員候補の候補者となろうとする者がいない地域がある場合は、選管と青年評議員が協議して、投票終了期日の16日前までに調整を行う。
- (5) 評議員候補の候補者となろうとする者が地域の定員を超える場合、選管は、第7条の規定による投票を管理・監督する。投票終了後に開票して結果を記録し、総会前に会員に通知する。
- (6) 総会は、評議員候補を承認する議案を決議する。
- (7) 会長と選管の委員長は、前項の決議に従って日ユ協連の選考委員会に評議員候補を推挙する。

#### （評議員候補の候補者リスト）

第9条 選管は、評議員候補の候補者リストを作成するにあたり、評議員候補の候補者となろうとする者が候補者の要件を満たしていること、かつ届出が本人のものであることを確認し、候補者の要件を欠く場合または届出に不備がある場合には届出を却下しなければならない。

#### （投開票）

第10条 投票は、1選挙人1票に限り、複数の地域の投票に参加することはできない。

2 選管は、投開票にあたり、投票の秘密が守られるよう最大限配慮する義務を負う。

## 第4章 不服申立

#### （不服申立）

第11条 正会員は、選挙人の確定において重大な瑕疵があった場合、および選挙の公正が著しく損なわれた場合には、その事実を記した書面（電磁的方法を含む）をもって、選管に対して不服を申し立てることができる。

- 2 前項の申立があった場合には、選管は速やかに審査を開始し、必要な措置を決定して、その理由を付して会員に通知しなければならない。ただし、選挙無効の決定は、日ユ協連理事会の承認を得て初めて効力を持つ。
- 3 前項の選管の決定に対しては、不服を申し立てることができないものとする。
- 4 第2項の決定が効力を持った場合には、選管は、再選挙を行わなければならない。

## 第5章 改正

### (細則の改正)

第12条 この規則の変更は、総会の決議を経て行う。

## 付則

- 1 この規則は、2016年4月1日から施行する。
- 2 2015年度総会で決議された規定の内、第5条第2項は2016年6月の日ユ協連の定時総会において関連する規定改正が議決された時から施行する。